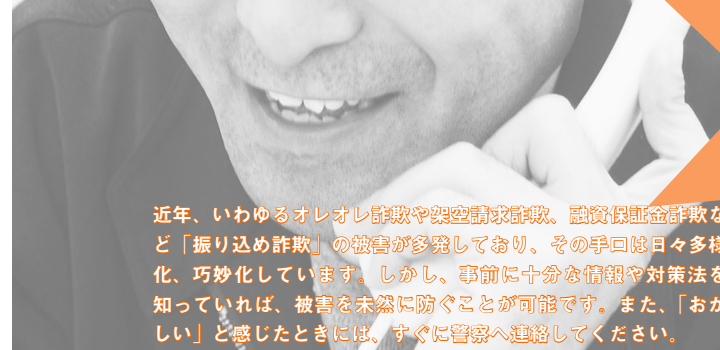


「振り込め詐欺」に 気をつけろ！

近年、いわゆるオレオレ詐欺や架空請求詐欺、融資保証金詐欺など「振り込め詐欺」の被害が多発しており、その手口は日々多様化、巧妙化しています。しかし、事前に十分な情報や対策法を知っていれば、被害を未然に防ぐことが可能です。また、「おかしい」と感じたときには、すぐに警察へ連絡してください。



平成16年の振り込め詐欺（恐喝）事件の認知件数は、25,667件。被害総額は約283億円にも上っています。

また、「オレオレ詐欺」による被害者は約77%が女性。これまでは、主に高齢者の方が狙われていたが、現在では、被害者のうち50歳代女性の占める割合が全体の25%と最も高く、次いで40歳代女性の約15%、60歳代女性の約13%となつています。

今回、振り込め詐欺を取り上げてクイズにしました。全問正解目指して、あなたも挑戦してみてください。

振り込め詐欺Q&A

Q1 「家族が交通事故を起こした」という電話が警察から掛かってきました。警察官は相手側に示談金をすぐに振り込むように指示してきました。あなたがとるべき対応は？（複数選択可）

Q2 電話を切った後、事故を起こしたという家族に連絡を取り、事実確認をする警官の指示に従い、すぐ示談金を振り込む（複数選択可）

Q3 「融資保証金詐欺」について正しいのは？

A1 正解①②
とにかく、「すぐに振り込まない、一人で振り込まない」ことが大切です。相手が家族の名前や住所を正しく答えたからといって、「詐欺ではない」と決めつけてはいけません。相手は名簿などであらかじめ家族の名前や職業などを調べている可能性もあります。また、警察官が示談の仲介を行うことはありません。警察官や弁護士を名乗っているときは、相手の所属する警察署や法律事務所を聞き、NTTの番号案内などで電話番号を確認しましょう。

A2 正解②③
「強制執行」「信用情報機関に登録」などの脅し文句が明記してある架空請求が送られてきた場合、決して自分から連絡、メールの返信をしてはいけません。基本的に、利用した覚えがなければ、脅し文句にひるまず、お金は振り込まないこと。また、利用してい

Q&A解答

ないと思ってもはっきりしない場合には、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。同じ文面の請求書が多くの人に届いているなど架空請求の情報やアドバイスが得られます。ただし、発送元が裁判所の場合は、放置せずに裁判所に確認しましょう。

A3 正解②
「融資保証金詐欺」とは、実際に融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書などを送付して、融資を申し込んできた人に対し、保証金などの名目で現金をだまし取る手口の詐欺です。文書を送付するか、雑誌の広告やインターネットなどを使って融資先（被害者となる人）を募集しており、その文書や広告などは、正規の貸金業者のものと変わらないことから、だれしも被害に遭う可能性があります。

「特定商取引に関する法律」の改正

消費者トラブル増加への対応

「訪問販売」や「電話勧誘販売」などから消費者を保護するための法律として、「特定商取引に関する法律」があります。今回、増加している消費者トラブルを防止するために法律の改正が行われ、昨年11月11日から施行されています。

主な改正のポイントについて説明します。

①販売の目的を隠して売ってはいけない—建物や水道の点検などと言って家を上がりこんだ後、契約の勧誘を始められると、消費者は冷静な判断ができなくなる。

②大事なことについて嘘を言ったり、わざと言わなかったりしてはいけない—何が重要な事項なのか、不明確で分かりにくい。

③商品の種類や性能などが重要事項として定められ、この事項について嘘を言ったり

ざと言わなかったりしたことにより、消費者がそれを信じて契約した場合はこれを取り消すことができます。

④販売目的を隠して公衆の出入りしない場所に誘い込んで勧誘を行ってはいけない—営業所等以外の場所と呼び止められ、公衆が入りしない場所、例えば事業者の事務所、ホテルの部屋などに誘い込まれ、心理的な圧迫感を消費者に与えることになる。

⑤商品の効能や効果について誇大な広告や勧誘を行っている疑いがある場合は、その根拠を

⑤ クーリング・オフの妨害があればクーリング・オフできる期限が延長

⑥ マルチ商法で退会したときは、商品を返品し返金を受け取ることができる—マルチ商法の場合、商品が売れずに大量の在庫を抱えてしまう場合がある。

⑦ 入会後1年未満のものが退会した時に、商品の引き渡しを受けて90日未満の未使用品がある場合はその商品を返品して購入価格の90%相当額の返金を受けることができるようになりました。

相談窓口はこちら

商品・サービスに関する契約、訪問・通信販売に関すること、借金・クレジットローンに関する相談などに応じています。

- 消費生活相談（月2回実施）
第2金曜日 午後1時～3時 松橋公民館
第3水曜日 午前10時～正午 本庁1階会議室
- 消費生活地域相談員
・河野 恭子（松橋町） ☎33-1043
・入江 孝美（松橋町） ☎32-5161
・吉野ヒロミ（松橋町） ☎32-2664
・吉田 奎子（松橋町） ☎32-2411
・江村 英子（小川町） ☎43-0474
- 本庁商工観光課 ☎32-1111（内線269）
- 県消費生活センター ☎096-354-4835

困ったときは

一人で悩まず、
まず相談を...

